

今後の現況調査・就労状況調査の実施について

- ◆ 登録者現況調査及び就労状況調査については、登録情報の確実な管理や福祉人材の動向の把握と処遇改善への寄与という政策的必要性も認められることから、指定業務である登録事業と明確に位置付け、3年間に1度確実に実施する。
- ◆ 一方、登録手数料の効率的な利用の観点から、登録者現況調査について、新規登録者の調査対象からの除外や、就労状況調査について、傾向を掴むのに必要なサンプル調査とするとといった経費負担に見合う実施方法等に見直す。

指定業務への 位置付け

- ・ 登録事務規程に明記することで登録事業と位置付ける

コストダウン

- ・ 登録者現況調査と就労状況調査を一度に実施（印刷製本費、通信運搬費を縮減）
- ・ 平成20年度実施時のプログラムを活用

調査手法の見直し

- ・ 登録者現況調査と就労状況調査を一度に実施
- ・ 登録者現況調査については、正確な登録情報の管理という趣旨に鑑み、3年間に1度確実に実施するとともに、直近3年間の登録者を除外する
- ・ 就労状況調査をサンプル調査へ見直し